

平成 23 年 3 月 31 日

独立行政法人統計センター

理事長 戸谷 好秀 殿

独立行政法人統計センター

契約監視委員会

独立行政法人統計センターの契約に関する意見

当委員会は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）及び「独立行政法人の契約の見直しについて」（平成 22 年 6 月 25 日統計局長要請）に基づき、貴法人における平成 22 年度に締結した随意契約及び競争入札における一者応札案件について、昨年 4 月に貴法人が策定し、ホームページにおいて公表した、新たな「随意契約等見直し計画」に沿って適切に実施されているか点検を行うとともに、予定価格の妥当性等についても点検を行いました。

その結果、「随意契約等見直し計画」の実施は適切に行われているものと考えます。

総括的な意見としては、以上のとおりであります。今後とも調達手続き（入札公告時期等）の早期化や、仕様書内容等の更なる見直しに努め、一者応札案件の改善を行っていただくとともに、国民の視点に立った透明性を担保し、かつ経済的な調達を適切に実施していただくため、下記の諸点を提言します。

1. 随意契約の点検結果について

平成 22 年度における随意契約（霞ヶ関 WAN サービス、水道料、ガス料、平成 21 年度財務諸表の官報掲載）については、今後も引き続き随意契約によらざるを得ないものと考えます。

また、霞ヶ関 WAN サービスの平成 23 年度契約においては、契約金額を 22 年度比約 14%削減を行うことから、費用低減の取組みが適切に行われており、一定の評価をして良いものと考えます。

ただし、平成 21 年度財務諸表の官報掲載については、コスト等の面から官報公告以外の方法をもって可とするよう検討していただきたいと考えます。

なお、今後の調達においても、前記 4 件の随意契約案件を除き、原則として一般競争入札を実施するよう当委員会の意見として申し添えます。

2. 一者応札の点検結果について

平成22年度契約における一者応札を点検した結果、今後の調達において、以下により、更なる仕様書内容等の見直しを行い、入札参加者を拡大するよう提言します。

なお、パッケージソフトウェアの保守業務等、保守対象物の権利者又はその者から許諾を受けた者でなければ競争入札への参入ができない案件については、形式的な入札は避け、真にやむを得ない、競争性のない契約に整理すべきと考えます。

(1) 仕様書内容の見直し

仕様書の作成に当たっては、入札参加希望者が、仕様書内容を読み誤ることがないように、具体的かつ詳細な記載に努め、あいまいな表現は避けること。

仕様書中、特に重要と思われる事項については、項立てを行うなど、強調表記に努めること。

また、仕様書内容に関する説明を十分に行うこと。

(2) 業務等準備期間の確保

特に情報システム関係の調達に関しては、契約締結後から納入期限までの履行期間（業務準備期間を含む。）を十分に確保すること。

これを実現するために、調達手続き（入札公告時期等）の、より一層の早期化を図ること。

(3) 一者応札案件の事後点検体制の整備

一者応札案件の事後点検（ヒアリング）の実施は適切に行われているが、入札に参加しなかった者に対する聴取に当たっては、辞退理由のより具体的把握が可能となるよう設問内容を更に工夫すること。

(4) 業務実績の検証

ソフトウェアの保守業務等、毎年度調達を行っている案件については、過去の業務実績等を十分検証し、その結果を予定価格積算に反映すること。

以 上

独立行政法人統計センター契約監視委員会

委員長 横山 明

委員長代理 藤谷 護人

委 員 小笠原 直

委 員 川口 雄